

交通事故における社会保障制度をめぐる諸問題

(Problems concerning social security systems in traffic accidents)

黒江 卓郎

榊 研司

鈴木 亮

松原 雄輝

- 第1 はじめに
- 第2 健康保険
- 第3 生活保護
- 第4 国民年金・厚生年金
- 第5 労災保険

第1 はじめに

周知のとおり、昨今の司法制度改革により弁護士人口が増加したことに伴い、他の弁護士との差別化等のため、専門性強化の必要性がさげばれて久しい。また、真偽はともかく、同時に質の低下もさげばれており、依頼者への法的サービスの質の向上も求められている。

この点、専門性が必要とされる分野の一つとして、交通事故が挙げられる。多くの弁護士は、日常的に交通事故案件を取り扱うものと思われるが、一口に交通事故案件と言っても、多くの法的論点が存在するばかりでなく、損害保険や各種社会保障制度との関わりが不可欠であり、それら制度についての理解も必要とされることから、専門性の高い分野であるといえよう。

そこで、主に若手弁護士や交通事故案件をあまり取り扱っていない弁護士にとって、少しでも交通事故分野におけるよりよい法的サービス提供のための一助となるべく、本稿では、交通事故をめぐる諸問題の中でも、比較的複雑な法的問題が絡んでくる各種社会保障制度と交通事故との関係についての整理と若干の考察を行うこととしたい。

以下では、交通事故と関わり合いのある主要な社会保障制度である、健康保険、生活保護、国民年金・厚生年金及び労災保険を取り上げ、各制度と交通事故との関係について述べることにする。

なお、交通事故と関わり合いのある主要な社

会保障制度としては、介護保険も挙げられるが、これについては、『専門実務研究11号』常磐重雄「交通事故損害賠償における介護保険給付をめぐる諸問題について～将来介護費用の公平な分担を中心に～」(神奈川県弁護士会、2017年)において詳しいので、そちらを参照されたい。

第2 健康保険

1 公的医療保険制度

わが国では、全ての国民が何らかの医療保険に加入する、いわゆる国民皆保険制度が確立している。これにより、国民は傷病の治療の際に安価(多くの場合は3割の自己負担)で医療の提供を受けることができる。かかる公的医療保険制度は世界的にも高く評価されているところである¹。

公的医療保険制度は、被用者保険(職域保険)、地域保険及び後期高齢者医療保険に大別される。後期高齢者医療保険は75歳以上の国民を対象としたもので、75歳未満の国民を対象とするもののうち、企業の健康保険組合や協会けんぽ等を保険者とするもの(いわゆる社保)や共済組合を保険者とするものが被用者保険、市町村や国民健康保険組合を保険者とする国民健康保険が地域保険にあたる。

いずれの制度によっても、被保険者(保険加入者)が保険者(組合等)に継続的に保険料を支払い、被保険者またはその被扶養者が保険医療機関で診療・治療を受けた際の医療費は被保

険者の一部負担となる、という基本的な構造は大きく変わらない。また、治療費負担の軽減(療養給付)のみならず、高額療養費や傷病手当等、各種の保険給付が用意されているのも同様である。

2 健康保険と交通事故との関わり

(1) 治療費

交通事故により人損が生じ、その賠償を訴訟等で求めていく場合、治療費の算定は、健康保険を適用しない自由診療の実費を基準として行うのが通常である。これは、第三者の加害行為によって生じた損害の治療費は本来全て加害者が負担するのが原則であり、被保険者の支払っている保険料で賄うべきではないという考え方に基づく。

しかしながら、交通事故の場合に自由診療以外が全く許されないというわけではない。「第三者行為による傷病届」等の書類を提出する必要があるが、健康保険を利用して治療を受けることも可能である。この場合には、被害者から加害者への治療費の請求とは別に、後日、保険者が加害者に対して健康保険から給付した費用分を請求することとなる。

(2) 損益相殺

ア 問題の所在

被害者等が事故に起因して何らかの利益を得た場合、当該利益が損害の填補であることが明らかであるときは、損害賠償から控除する場合があります、これを損益相殺という。

被害者等の受けた利益が損益相殺の対象として損害から控除されるか否かは、その利益の性質や対価の支払いの有無等から「損害の填補といえるか否か」の実質判断を伴う²ところ、健康保険の制度を利用した各種の保険給付を交通事故の被害者が受けていた場合には、これが損益相殺の対象となるか否かが個別に問題となり得る。

イ 高額療養費

高額療養費とは、医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の自己負担限度額を超えた分が後で払い戻される制度である。交通事故の被害者が高額療養費を受け取っていた場合、こ

れが損益相殺の対象として損害から控除されるか否かが問題となる。

関係する裁判例として、国民健康保険法による高額療養費還付金が損益相殺による控除の対象となるとされたものがある³一方、健康保険法による高額療養費のうち、損害を填補しているといえるのは治療費が請求されている期間に対応する部分のみであり、その限度で損益相殺の対象とすべきとしたものもある⁴。また、高額医療制度の利用可能性があるが被害者がこれを利用していなかった場合に、自己負担限度額までではなく、原告の実支払額を損害として認めた例もある⁵。結論は分かれているが、いずれのケースも、原則として高額療養費は損益相殺の対象となるという点では共通しており、被害者の治療期間や制度利用の実態に応じて「損害の填補」の範囲を超えて被害者に不利益な状況が生じないよう個別判断した結果であると解釈できる。高額療養費の趣旨は治療費負担の一部填補であるといえるから、これが損益相殺の対象となること及び控除の範囲を限定することは妥当と思われる。

ウ 傷病手当金

被保険者が業務外の事由による傷病により一定期間休業し、給与が支払われなかったとき、被保険者とその家族の生活を保障するため、傷病手当金の交付が受けられる場合がある。交通事故の被害者が傷病手当金を受け取っていた場合、やはり損益相殺との関係で問題となる。

関係する裁判例として、健康保険法による傷病手当金について損益相殺が認められたものや⁶、傷病手当金が損益相殺の対象となることを前提として、障害基礎厚生年金とともに逸失利益および休業損害に充当されるとしたものがある⁷。傷病手当金は休業損害の填補という意味合いが強いから、高額医療費と同様これを損益相殺の対象とすること及び控除の範囲を限定することは妥当である。

エ 食事療養費

被保険者が入院したときには、医療機関で食事の提供も受けるのが通常であるが、このうち一定金額を超えた金額が食事療養費として保険

で支払われる場合がある。交通事故で入院した被害者が食事療養費の給付を受けていた場合、損益相殺に関して上記と同様の問題が生じる。

これについては、健康保険法による食事療養費につき、対応する治療費が損害として計上されていない場合は損害額の算定上考慮する必要がないとした裁判例がある⁸。ただし、同裁判例の記載に鑑みると、入院費用として食事代も請求に加えている場合には、食事療養費も損益相殺の対象となり得るとの結論が予想される。

オ 埋葬料

被保険者が死亡したとき、埋葬を行った者(多くは家族)に対し、一定の範囲で埋葬料ないし埋葬費が支払われる場合がある。交通事故により被保険者が死亡し、相続人が埋葬料を受け取っていた場合には、損益相殺の可否が問題となる。

これにつき、健康保険組合から支給された埋葬料は、加害者に対する求償が予定されないものであるから損益相殺の対象とするのは相当ではないと判断された裁判例がある⁹。埋葬料は金額的にも数万円であることが多く、香典や見舞金(社会儀礼上相当額であれば損益相殺の対象外とされる¹⁰)に近い性質を有することも考慮されていると思われる。

(3) 過失相殺

事故発生につき被害者にも過失がある場合、過失相殺が必要となるが、損益相殺と過失相殺との先後関係が問題となることがある。

過失相殺が必要なケースにおいて、損益相殺を過失相殺の前に行うか後に行うかで、相手方に請求することのできる金額には差異が生じる。具体的には、先に損益相殺・後に過失相殺を行った場合の方が、先に過失相殺・後に損益相殺を行った場合よりも相手方に請求できる金額が多くなり、また、両者の差は請求者(被害者)の過失割合が高いほど大きくなる¹¹。

裁判例の傾向として、損益相殺一般については過失相殺を先に行うべきとするものが主流ではあるが¹²、健康保険に伴う給付のうち損益相殺の対象となるものに関しては、損益相殺後に過失相殺を行うべきという判断をしているケー

スが多い¹³。その理由として、名古屋地判平成15年3月24日は「健康保険給付は、被害者の過失を重視することなく、社会保障の一環として支払われるべきものであることに鑑みれば、過失相殺の負担は保険者等に帰せしめるのが妥当であるから、…過失相殺前にこれを損害から控除すべきである」と述べている。

他方で、健康保険による葬祭費の控除を過失相殺後とした例もある¹⁴。ただし、これは政府保障事業による損害の填補(自動車損害賠償保障法72条1項)というやや特殊なケースであり、裁判所も当該事案が「被害者の過失をしんしゃくすべき場合」であったことを強調していたという点を考慮すべきであろう。

3 小括

健康保険と関わる交通事故損害賠償の論点や裁判例の動向は、概略以上のとおりである。他の社会保障制度の詳細は次項以下に譲るが、それら他の制度と比較しても、健康保険については被害者にとって有利な判断をされている事例が多い印象がある。これは、前記平成15年3月24日名古屋地判でも指摘されているとおり、健康保険の社会保障的性格から、被害者保護の要請が特に強いといえることと、(国民皆保険とはいえ)被害者は被保険者として保険料を支払っており、事故を理由に被害者が一方的に利益を得ているわけでもないということが、裁判所の実質判断に影響を及ぼしていると思われる。

第3 生活保護

1 生活保護制度

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である(生活保護法1条)。

生活保護を受給する者に対しては、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉事務所を管理する町村長(以下便宜上「自治体」という。)から、生活を営むうえで必要な各種費用

に対応した扶助が行われる(生活保護法 19 条)。

2 生活保護と交通事故との関わり

(1) 各種扶助の利用

法は、保護の補足性の原則、すなわち、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを生活保護の要件としており(同法 4 条)、生活保護受給者が各種社会保障制度などによる諸給付を利用することができる場合には、当該給付が生活保護制度の適用に優先されることとなっている。

そのため、加害者が任意の対人賠償保険又は同共済(以下「任意保険等」という。)に加入していれば、任意保険等からの保険金又は共済金による損害賠償が生活保護制度による各種扶助に優先することとなるため、実務上、加害者が任意保険等に加入しているケースが多いことからすれば、生活保護受給者である被害者が交通事故による損害を生活保護制度により賄うケースは、比較的少ないものと思われる。

もっとも、加害者が任意保険等に加入していたとしても、全額の賠償までは拒否された場合や、加害者が任意保険等に加入しておらず、自賠責保険のみに加入している場合であって、自賠責保険からの賠償金では損害を賄うことができない場合、加害者が無保険者である場合などには、生活保護制度における各種扶助、主に医療扶助または介護扶助の受給を検討する必要がある。

(2) 賠償金の受領と保護金品の返還

また、生活保護受給者は、後記のとおり、交通事故により加害者から損害賠償を受けた場合、当該事故日から賠償を受けた日までに受給した保護金品に相当する金額の範囲内の相当額を、自治体に返還しなければならない。

事故により生じた損害は、治療の終了時や後遺障害が残った場合の症状固定日等、事故から相当期間が経過しないとその全額が確定しないが、生活保護実務上、事故発生の時点で、額は未確定ではあるが加害者に対する損害賠償請求権という資産を有していることになるため¹⁵、資力があるのに保護を受けたものとみなされることになる。

そのため、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた時は、保護に要する費用を支弁した自治体に対して、すみやかに、相当額を返還しなければならない旨規定する同法 63 条の規定により、生活保護費を返還する義務がある。

3 損害の填補、損益相殺

(1) 問題の所在

前記のとおり、加害者が任意保険等に加入しているが損害の全額までの支払いは拒否されている場合、自賠責保険にしか加入していない場合、無保険である場合などには、生活保護制度における各種扶助、主に医療扶助又は介護扶助を受ける必要が出てくる場合がある。

かかる場合、被害者としては、生活保護から医療扶助ないし介護扶助等を受けている以上、加害者から治療費ないし介護費等の賠償を受けることとなれば、二重に利益を得ることとなる。

そのため、生活保護制度における医療扶助ないし介護扶助等を受けた場合、加害者に請求できる損害額にどのような影響があるかが問題となる。

(2) 判例の立場

最判昭和 46 年 6 月 29 日は、生活保護受給者の費用返還義務を定めた生活保護法 63 条を、同法にいう要保護者に利用しうる資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で保護を受けた受給者が、その資力を現実に活用することができるようになった場合の費用返還義務を定めたものとしたうえで、交通事故の被害者は、加害者に対して損害賠償請求権を有するとしても、賠償を直ちに受けることができない場合には、他に現実に利用しうる資力がない限り、治療等の保護の必要があるときは、同法 4 条 3 項により、例外的に保護を受けることができるのであり、必ずしも本来的な保護受給資格を有するものではないとしている¹⁶。

このことからすると、事故の被害者である生活保護受給者が生活保護から各種扶助を受けたとしても、後に自治体に返還しなければならない

いことからすれば、生活保護からの扶助は損害の填補であるとはいえず、したがって、損害額からの控除もないことになる。

(3) 法律の改正

他方で、平成 26 年 7 月 1 日付にて、生活保護法が一部改正され、第三者の加害行為により被害者が医療扶助又は介護扶助を受けることとなった場合、扶助を行った自治体は、当該第三者に対し、その支弁した保護費の限度において、被害者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得することとなった(同法 76 条の 2)。

(4) 考察

昭和 46 年 6 月 29 日最判からすれば、生活保護制度における各種扶助は、損害の填補としての性質を有するものではないため、被害者は、加害者に対して治療費又は介護費等を請求することが可能であることとなりそうであるが、前記求償規定の新設により、医療扶助又は介護扶助を受けた被害者の治療費又は介護費にかかる損害賠償請求権は、同各扶助を受けた限度において自治体に移転するため、既に同各扶助を受けている場合、当該部分については加害者に請求できないことになるものと思われる。

4 過失相殺と控除の先後関係

昭和 46 年 6 月 29 日最判からすれば、生活保護制度における各種扶助は、損害の填補としての性質を有するものではないため、被害者の損害賠償請求権からそもそも控除されず、したがって、過失相殺との先後関係という問題は生じないこととなる。

他方で、自治体の求償権規定の新設により、生活保護による医療扶助又は介護扶助が控除の対象となると解されるため、過失相殺前控除と過失相殺後控除のいずれになるかが問題となるが、この点については、従前昭和 46 年 6 月 29 日最判が確立してきたため、議論がほとんどなされておらず、今後の議論が待たれるところである。

なお、過失相殺前控除説をとった裁判例として、東京地判平成 27 年 2 月 25 日がある¹⁷。

5 加害者への求償

(1) 自治体との関係

前記のとおり、生活保護法が一部改正され、第三者行為を原因とする医療扶助又は介護扶助の給付があった場合における当該第三者への求償規定が新設された(同法 76 条の 2)。

そのため、被害者に対して医療扶助又は介護扶助を行った自治体は、加害者に対し、被害者に対して同各扶助を行った限度において、求償することとなるが、求償できる額は、被害者が加害者に対して請求しうる損害賠償額と医療扶助等の給付額とを比較したいずれか低い額である¹⁸。このとき、被害者に過失がある場合、過失相殺後の金額を加害者に求償していくこととなる¹⁹。

なお、自治体が求償権を行使するためには、①医療扶助等の給付事由が第三者の不法行為等により生じたものであること②地方自治体がその事故に対してすでに医療扶助等の給付を行ったこと③生活保護受給者の第三者に対する損害賠償請求権が現に存在すること、が必要である²⁰。

また、求償の対象となるのは、原則として医療扶助及び介護扶助にかかる費用のみである²¹。

(2) 被害者との関係

前記のとおり、被害者の加害者に対する損害賠償請求権のうち、医療扶助又は介護扶助を受けた部分については、当該扶助を行った自治体に移転するため、被害者は、加害者に対し、当該移転した部分については請求することができなくなるとと思われる。

なお、被害者が、自治体と相談することなく加害者と示談を行い、損害賠償請求権の全部ないし一部を放棄してしまうと、本来自治体が求償することができたにもかかわらず、これができなくなるケースが生じるおそれがあることから²²、生活保護受給中の被害者においては、加害者との示談交渉にあたり、事前に自治体と相談することが望ましいといえる。

6 保護金品の返還

(1) 返還の対象

前記のとおり、生活保護法は、資力があるにもかかわらず、急迫の場合等に保護を受けたときは、自治体に対し、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護実施機関の定め

る額を返還しなければならないとして、生活保護受給者の返還義務を規定している（同法 63 条）。そのため、生活保護受給者が加害者から損害賠償を受領した場合、相当額を自治体に返還しなければならないこととなる。

生活保護実務上、同条の「資力」の発生時点は、事故発生時点とされている²³。そのため、事故発生日以降に支給された保護金品が返還の対象となる。

（２）返還の範囲

生活保護実務上、返還額の決定にあたっては、事故発生以後に支弁された保護費を標準として、世帯の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して定めることとされており²⁴、自治体に一定の裁量が与えられている。

この点について、實際上、被害者が加害者から賠償金を受け取った場合、その全額の返還を求められるケースが散見される。前記のとおり、法が、返還の範囲に関し、「受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」（同法 63 条）と規定されていることからすると、仮に加害者から受領した賠償金の方が、事故日から賠償を受けるまでに受領した保護金品より金額が高い場合であったとしても、加害者から受領した賠償金全額を返還する必要は、本来的にはないはずである。そのため、自治体に返還額に対する一定の裁量が存在するとしても、あくまでも「受けた保護金品に相当する金額の範囲内」でのみ返還義務が生ずると解すべきであり、賠償額全額の返還を求める自治体の対応には、疑問が残る。

もっとも、仮に自治体への賠償金全額の返還を免れたとしても、加害者から受領した金額について収入認定されることにより、その金額によっては、生活保護の支給が打ち切られる可能性も存在すると考えられることから、加害者から賠償金を受領した場合、事故日から賠償までに受給した保護金品の額と賠償金の額とを比較したうえで、自治体と相談しつつ、被害者の今後の生活にとってどちらが有益かを慎重に検討することが肝要である。

第 4 国民年金・厚生年金

1 公的年金制度の概要

（１）国民年金

国民年金は、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人を加入対象にした公的年金である。

国民年金の強制被保険者には、「第 1 号被保険者」、「第 2 号被保険者」、「第 3 号被保険者」の 3 種類がある（国民年金法 7 条 1 項）。第 1 号被保険者は、20 歳以上 60 歳未満の日本国内に住所を有する人で、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者以外の人である。例えば、自営業者や学生、厚生年金に加入できない短時間のパート労働者、失業者などが第 1 号被保険者に該当する。第 2 号被保険者は、厚生年金保険、共済組合などの被用者年金制度の被保険者である。会社員や公務員などが該当する。第 3 号被保険者は、第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者である。国民年金は、全ての年金の基礎年金と位置付けられている。

支給される年金の種類としては、支給される原因により、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などに分かれる。

（２）厚生年金

厚生年金保険は、第 2 号被保険者のうち、会社員を対象とした公的年金である（公務員は共済年金の対象となる）。

厚生年金保険の適用事業所に使用されている 70 歳未満の人は、原則として被保険者となる（厚生年金保険法 9 条）。適用事業所は、強制適用事業所²⁵（厚生年金保険法 6 条 1 項）と任意適用事業所²⁶（同条 2 項）の 2 種類ある。

支給される年金の種類としては、支給される原因により、老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金などに分かれる。

2 年金制度と交通事故との関わり

（１）交通事故と関わる場面

交通事故により後遺障害を負った場合、障害の程度によっては、障害基礎年金や障害厚生年金（以下まとめて「障害年金」という。）の受給

対象となる。また、被害者が死亡した場合には、一定の範囲の遺族に対して、遺族基礎年金や遺族厚生年金(以下まとめて「遺族年金」という。)が支給される。

(2) 受給手続

ア 国民年金法に基づく障害基礎年金

(ア) 支給要件

障害基礎年金を受給するためには、原則として、以下の(a)～(c)の要件を満たす必要がある(国民年金法30条)。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合には、(a)(c)の要件を満たしていなくても、障害基礎年金を受給できる(国民年金法30条の4)。

(a) 初診日要件

初診日において被保険者であること、又は、初診日において被保険者であったものであって、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。

(b) 障害認定日要件

初診日から起算して1年6月を経過した日又はそれまでの間に症状固定があったときはその日(障害認定日)において、障害等級1級ないし2級の障害の状態にあること。

障害等級については、国民年金法施行令別表において定められている。

(c) 保険料納付要件

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること。

- 一 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- 二 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

(イ) 年金請求の方法

障害基礎年金は、自ら請求しなければならない。年金請求書等の書類を住所地の市区町村役場国民年金課又は居住地を管轄する日本年金機構の年金事務所に提出する必要がある。

イ 国民年金法に基づく遺族基礎年金

(ア) 支給要件

以下のいずれかの要件を満たす必要がある。ただし、上記(2)(2)ア(ア)(c)保険料納付要件を満たす必要がある(国民年金法37条)。

- 一 被保険者が死亡したとき。
- 二 被保険者であった者であって日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるものが、死亡したとき。
- 三 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡したとき。
- 四 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡したとき。

(イ) 対象者

遺族基礎年金の受給対象者は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」である。「子」については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないことという要件に該当する必要がある(国民年金法37条の2)。

(ウ) 年金請求の方法

遺族基礎年金も、自ら請求しなければならない。年金請求書等の書類を住所地の市区町村役場国民年金課又は居住地を管轄する日本年金機構の年金事務所に提出する必要がある。

ウ 厚生年金に基づく障害厚生年金

(ア) 支給要件

障害厚生年金を受給する要件は、基本的に、障害基礎年金と同じである。以下の(a)～(c)の要件を満たす必要がある(厚生年金保険法47条)。

(a) 初診日要件

初診日において厚生年金の被保険者であること。

(b) 障害認定日要件

初診日から起算して1年6月を経過した日又はそれまでの間に症状固定があったときはその日(障害認定日)において、障害等級1級、2級又は3級の障害の状態にあること。

障害等級については、厚生年金保険法施行令別表第1において定められている。内容は、国民年金法施行令別表と同じである。

(c) 保険料納付要件

障害基礎年金と同じである。

(イ) 年金請求の方法

障害厚生年金も自ら請求しなければならない。年金請求書等の書類を最後に勤めた事業所(在職中に請求する場合は現在勤めている事業所)を管轄する年金事務所に提出する必要がある。

エ 厚生年金法に基づく遺族厚生年金

(ア) 支給要件

以下のいずれかの要件を満たす必要がある(一～三を「短期要件」、四を「長期要件」という)。ただし、上記(2)(2)ア(ア)(c)保険料納付要件を満たす必要がある(厚生年金保険法58条)。

- 一 被保険者が死亡したとき。
- 二 被保険者であった者が、資格喪失後、被保険者期間中に初診日のある傷病により初診日から5年以内に死亡したとき。
- 三 1級又は2級の障害厚生年金受給者が死亡したとき。
- 四 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている者が死亡したとき。

(イ) 対象者

遺族厚生年金の受給対象者は、遺族基礎年金よりも範囲が広く、被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子、父母、孫又は祖父母であって、被保険者の死亡当時、その者によって生計を維持していた者である(厚生年金保険法59条)。

(ウ) 年金請求の方法

遺族厚生年金も、自ら請求しなければならない。年金請求書等の書類を最後に勤めた事

業所を管轄する年金事務所に提出する必要がある。

(3) 国民年金・厚生年金による給付と損害賠償額との調整

国民年金法及び厚生年金保険法に基づく給付の受給権が、第三者の行為による事故(以下、「第三者行為事故」という。)により発生し、被害者である被保険者、被保険者であった者又はこれらの者の遺族が当該給付を受けたときは、国民年金法及び厚生年金保険法に基づく給付と損害賠償による二重補償を回避する目的で、政府等はその給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する(国民年金法22条1項、厚生年金保険法40条1項)。また、被害者やその遺族が損害賠償を受けた場合には、その損害賠償の価額の限度で給付を行わないことができるとされている(国民年金法22条2項、厚生年金保険法40条2項)。

「厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整の取扱いについて(平成27年9月30日付け年管管発0930第6号)」という通達により、受け取った損害賠償金のうち、生活補償費相当額(逸失利益や休業損害)の限度で障害年金や遺族年金の支給が停止されるが、その期間は第三者行為事故が発生した日の属する月の翌月より最大36月に限定されている(平成27年9月30日以前に発生した交通事故に関しては最大24月とされている)²⁷。また、受給権者から提出された損害賠償に関する資料により、被害者が受けるべき年金給付等の額を差し引いて損害賠償額の算定がされていたことを確認した場合には、年金給付等と損害賠償額との調整は行わず、加害者に対して政府等から当該年金給付等の額につき求償がされることになる。

調整の対象となるのは、障害年金及び遺族年金である²⁸。

3 損益相殺

(1) 損益相殺の可否

他の項目でも述べてきたのと同様、被害者や被害者の遺族ら損害賠償請求権者が、事故によ

る被害者の障害や死亡を原因として利益を受ける場合、その利益と事故による損害との間に同質性があるときには、その利益を賠償額から控除することによって、損益相殺的な調整を図る必要がある。

障害基礎年金²⁹、障害厚生年金³⁰、遺族基礎年金³¹、遺族厚生年金³²はいずれも損害賠償額から控除される。代位の規定がある（国民年金法22条1項、厚生年金保険法40条1項）。

（2）控除される損害項目

遺族基礎年金及び遺族厚生年金を控除する損害項目は、死亡による逸失利益に限定される³³。控除される逸失利益の範囲は、得べかりし年金額だけでなく、給与収入等を含めた逸失利益全般である³⁴。

障害基礎年金及び障害厚生年金を控除する損害項目は、後遺障害逸失利益及び休業損害である³⁵。

（3）支給未確定分の控除制限

将来にわたって遺族年金又は障害年金の支給が継続されることが見込まれる場合、将来給付の部分も控除の対象となるか問題となる。この点、最判平成5年3月24日³⁶が、地方公務員等共済組合法による遺族年金について、控除が許されるのは「現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということが出来る場合に限られる」とし、口頭弁論終結時に支給済み又は支給されることが確定している金額の限度で控除されるとした。

障害基礎年金、遺族基礎年金、障害厚生年金、遺族厚生年金のいずれも、同様に、口頭弁論終結時に支給済み又は支給されることが確定している金額の限度で控除される³⁷。

（4）遺族年金受給権者と損害賠償請求権を取得した相続人が一致しない場合の控除

交通事故被害者が死亡した場合、前記のとおり、遺族年金受給権者と損害賠償請求権を取得する相続人は必ずしも一致するわけではない。受給権者でない遺族が事実上受給権者から右各給付の利益を享受することがあっても、それは法律上保障された利益ではないため、受給権者ではない相続人が取得する損害賠償額から控除

することは許されない³⁸。損害の控除の計算において注意が必要である。

（5）充当の方法

交通事故による損害賠償債務は、交通事故時の日から全損害額について遅延損害金が発生する。民法491条（平成29年改正後489条）によれば、全債務を消滅させるのに足りない支払いがされた場合、まず、遅延損害金に充当され、残額が元本に充当されることになる。障害年金や遺族年金が支給された場合、まず事故日からの遅延損害金に充当されれば、最終的に被害者の得られる損害賠償額が大きくなる。まず遅延損害金に充当されるのかが問題となる。

自賠償保険金について、最判平成11年10月26日が遅延損害金から充当することを認め³⁹、続いて最判平成16年12月20日が自賠償保険金だけでなく、労災保険法に基づく遺族補償年金、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金についても、まずは遅延損害金から充当することを認めた⁴⁰。

しかし、その後、労災保険法に基づく障害年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金法に基づく障害厚生年金について、遅延損害金から充当するのではなく、後遺障害による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきであると判断する最判平成22年9月13日⁴¹、最判平成22年10月15日が続き⁴²、最判平成27年3月4日が労災保険法に基づく遺族補償年金について逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整を行うべきとして平成16年12月20日最判の判断を変更した⁴³。

その理由は、「損害の元本に対する遅延損害金に係る債権は、飽くまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから、遅延損害金を債務者に支払わせることとしている目的は、遺族補償年金の目的とは明らかに異なるものであって、遺族補償年金による填補の対象となる損害が、遅延損害金と同質であるということも、相互補完性があるということもできない。」というものである。平成16年12月20日最判において判断された厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金について、平成27年3月4日最判は判

断していないが、理由は同様に妥当するので、同様に変更されたと考えられている。

したがって、国民年金や厚生年金は、支給が著しく遅滞するなどの特段の事情がない限り、事故発生日に逸失利益等の損害の元本に充当される。

4 過失相殺と控除の順序

国民年金、厚生年金ともに、過失相殺後に控除するという見解と、過失相殺前に控除するという見解に分かれており、裁判例も統一されていない。

東京地裁では、一般に、過失相殺をした後に控除する取り扱いとされているとの見解もあるが⁴⁴、過失相殺前控除の見解を採用する裁判例も少なくないとされる⁴⁵。なお、いわゆる「赤い本」⁴⁶は、過失相殺前控除としている。

控除対象となる損害項目の損害額と年金の既払額に相当の差があり、かつ、被害者の過失割合が大きい場合には、過失相殺前控除とするか、過失相殺後控除とするかによって、支払われる損害額に相当の差が生じることがあり得る。

年金の給付と損害賠償額との調整があるため、実際に被害者の受取額に差が出てくるのは、口頭弁論終結時や示談成立日、和解成立日（以下「口頭弁論終結時等」という。）が交通事故発生日から3年以上経過してからである（平成27年9月30日以前に発生した事故については2年）。認められた逸失利益や休業損害の金額に基づいて障害年金や遺族年金の給付を行わない期間を計算した結果⁴⁷、3年以上になったとしても、口頭弁論終結時等が事故発生日から3年以内であれば、3年までしか給付は停止されず、3年経過後に年金給付が開始される。また、給付を行わない期間を計算した結果、3年よりも短くなった場合はその分年金支給停止期間が短くなる。給付を行わない期間を計算した結果、3年以上になり、かつ、口頭弁論終結時等が事故発生日から3年以上経過している場合は、事故発生日から3年以上経過した日から口頭弁論終結時等までの期間に受け取った年金受給額及び受け取ることが決まっている年金受給額が控除されることになるので、過失相殺前控除と過失相

殺後控除で被害者が最終的に受け取る損害賠償金額の総額が異なってくる⁴⁸。

第5 労災保険

1 制度の概要

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）制度とは、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度である（労働者災害補償保険法第1条）。

労災保険による保険給付等が行なわれるのは、①業務災害（労働者が業務を原因として被った負傷、疾病又は死亡）または②通勤災害（労働者が通勤によって被った負傷、疾病又は死亡）についてであり、交通事故による負傷等は業務中及び通勤中のいずれにおいても発生しうる。

労災保険は、大別して（i）上述の業務災害又は通勤災害における保険給付と、（ii）独立行政法人労働者健康安全機構等が行う社会復帰促進等事業に基づく各種事業により構成されている。

このうち保険給付には、業務災害（通勤災害）に関するものとして、療養補償給付（療養給付）、休業補償給付（休業給付）、傷病補償年金（傷病年金）障害補償給付（障害給付）、遺族補償年金（遺族年金）、葬祭料（葬祭給付）、介護補償給付（介護給付）があり、これに加えて二次健康診断等給付がある。なお、通勤災害には直接には使用者側に補償責任（労働基準法第75、76、77、79及び80条）がないため、業務災害の各保険給付名から「補償」という文字を外した名称が用いられている。

また、社会復帰促進等事業における事業は、①社会復帰促進事業（義肢等補装具費用制度やアフターケア制度といった社会復帰促進のための支援、労災病院等各種施設の設置運営等）、②被災労働者等援護事業（労災特別介護施設などの運営、被災者援護のための費用支給等）及び③安全衛生確保等事業の3つの事業により構成されている。

2 労災保険と交通事故との関わり

(1) 労災保険からの支給内容

労働者が業務中または通勤中に交通事故により負傷した場合には、労災保険より各種保険給付及び社会復帰促進等事業としての特別支給金の支給等が行われる。

そのため、交通事故により負傷した労働者は、仮に加害者が無保険・無資力の場合であったり、加害者が賠償保険等に加入するも過失割合に争いがあるなどして保険会社等からの治療費等の内払対応（いわゆる一括払対応）を受けることができない場合であっても、治療費や休業損害等について労災保険からの一応の補填を受けることが可能である（ただし、客観的に算定される損害額すべてについて労災保険からの支払いを受けられるものではない。）。

なお、社会復帰促進等事業として支給される特別支給金（休業特別支給金、障害特別支給金等）については、保険給付とは異なり後記の労災保険法第12条の4のような調整規定がなく、第三者（加害者）への損害賠償請求にあたり調整されることなく全額を受給することができる。この点、最判平成8年2月23日は、「特別支給金の支給は、労働福祉事業の一環として被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の推進を図るために行われるものであり・・・使用者又は第三者の損害賠償義務の履行と特別支給金の支給との関係について、保険給付の場合における・・・と同趣旨の定めはない。このような保険給付と特別支給金との差異を考慮すると、特別支給金が被災労働者の損害を填補する性質を有するということはできず、したがって、被災労働者が労災保険から受領した特別支給金をその損害額から控除することはできない」としている⁴⁹。

(2) 健康保険との関係について

労働者の負傷や疾病等に対する保険制度としては健康保険制度も存在するが、業務災害または通勤災害に該当し労災保険からの給付を受けられる場合には、健康保険による給付を受けることはできないため注意を要する（健康保険法第55条、労災保険法第7条）。

業務災害または通勤災害であるにもかかわらず誤って健康保険を使用して治療を受ける等した場合には、発覚後速やかに受診先の医療機関に連絡をしたうえで、健康保険から労災保険への切り替えができるかの確認を行う必要がある。

なお、医療機関によっては労災保険への切り替えを認めないものもあり、その場合には、一時的に医療費の全額を自己負担したうえで労災保険を請求する必要がある（ただし、既に労災認定を受けている場合であって、医療費の全額負担が困難な場合等には、一時的に医療費の全額を負担することなく請求する方法も存在する⁵⁰）。

(3) 第三者からの損害賠償との関係について ア 支給調整について

(ア) 労災保険法第12条の4について

業務中または通勤中に発生した交通事故のうち、事故の相手が第三者（政府、事業主及び労災保険の受給権者以外の者）である場合は、労災保険上の「第三者行為災害」に該当する。

第三者行為災害の場合には、被災労働者は第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に労災保険に対しても給付請求権を取得することになる。この場合、被災労働者は、第三者自身や第三者の加入する自賠責保険等の賠償責任保険からの損害賠償金の支払を先に受けることもでき、必ずしも労災保険を先行して使用しなくともよい。労災保険給付を先に受けるか第三者からの損害賠償を先に受けるかは、被災労働者が自由に選択することができる。

もっとも、同一の事由について政府と第三者の両者から損害の填補を受けることになると、実際の損害額を超えた金額の支払（二重の填補）を受けることになって不合理な結果を招くことになる。また、本来被害者への損害の填補は政府によってではなく第三者が最終的に負担すべきものと考えられる。そこで、次の①・②のとおり、労災保険法第12条の4において第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整が定められている。

- ① 先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被害者が第三者に対して有する損

害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で代位して取得する（政府が代位して取得した損害賠償請求権を行使することを「求償」という。労災保険法第12条の4第1項。）

- ② 先に被害者が第三者から損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができる（「控除」という。労災保険法第12条の4第2項。）

（イ）支給調整が行われる期間について

支給調整については求償及び控除のいずれについても期間制限が設けられている。求償については、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものについて行うこととされ、控除については、災害発生後7年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後7年以内に支払うべきものを限度として行うものとされている（控除については期間の見直しが行われており、平成25年3月31日以前に発生した災害については控除期間は7年ではなく3年である⁵¹）。

求償について3年の期間制限が設けられているのは、求償制度が、被災労働者が有している損害賠償請求権に生じている時効の起算日時等の事由もそのまま政府が引き継ぐものであるところ、民法上の不法行為責任（自賠法上の運行供用者責任も同じ）の消滅時効期間が3年とされていること、消滅時効には中断等が生じうるが個別事情を調査したのでは行政経済の面から見て不経済であること等の事情を総合的に勘案した結果とされている。

また、控除については、二重の填補を防ぐという趣旨からは、期間制限を設けずに二重の填補となる額の全額が調整されるまで控除することが本来合理的と考えられる。それにもかかわらず期間制限が設けられているのは、労災保険法が被災労働者等の保護を第一の目的としているところ、二重の填補の全額が調整されるまで多年にわたる控除を行うことは労災保険法の制度趣旨に反するためとされている。そして、控除期間が7年（見直し前は3年であった）とさ

れたのは、①保険給付は支給要件が継続する限り支給するものであるが、受給権者が前払一時金を受給した場合、その額に達するまでの年金を支給停止することとしていること、このことから、②前払一時金を支給した場合の年金給付の支給停止期間を考慮したものであれば、労災保険制度の趣旨に反せず、二重填補を解消することが可能であること、そして③前払一時金の場合の年金給付の支給停止の最長期間は、遺族（補償）年金の前払一時金を受給した場合の約7年間であること、という根拠に基づくこととされている。

イ 労災保険給付額の損害額からの控除について

（ア）控除の肯定・否定について

他の社会保障制度と同様、被災労働者又はその相続人が事故に起因して何らかの利益を得た場合、当該利益が損害の填補であることが明らかであるときは、損害額から控除される場合がある。

労災保険から支払われるものについては、療養（補償）給付金、休業（補償）給付金、障害（補償）一時金、障害補償年金、遺族補償年金、葬祭給付及び介護補償給付金等については、これを代位とするか、損益相殺とするかまたは損益相殺的調整とするかは様々であるが、裁判例上控除が認められている。

一方で、特別支給金等（休業特別支給金、障害特別支給金、同年金、傷病特別年金、遺族特別年金、遺族特別一時金、遺族特別支給金、就学等援護費、福祉施設給付金及び労災援護給付金等）については、裁判例上控除が否定されている。被災労働者にとっては、労災保険の使用によって給付を受けられるもののうち損害額からの控除がなされないものがある点は労災保険使用上のメリットの1つといえる。

（イ）控除の対象について

労災保険を含む社会保険給付との損益相殺的調整は、損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係のある損害費目との間でなされなければならないとされている⁵²。

具体的には、労災保険による休業補償給付及

び障害補償給付は、財産上の損害の賠償請求権のみに充てられるべきであり、これを慰謝料から控除されることは許されない⁵³。また、労災保険による休業補償給付及び傷病補償年金によって補填される損害は、財産的損害のうちの消極損害のみであり、これらの給付額を積極損害や慰謝料から控除することは許されない⁵⁴。

また、労災保険からの支給額が損害元本と遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときにおいても、労災保険からの支給額は原則として損害元本との間で損益相殺的調整がなされるべきとされている⁵⁵。

(ウ) 過失相殺との控除の先後関係

過失相殺が行われるべき事案については、①過失相殺前に労災保険給付額を控除すべきとする考え方（過失相殺前控除説）や②過失相殺後の残額から労災保険給付額を控除すべきとする考え方（過失相殺後控除説）が存在する。

被災労働者の救済に最も厚い結果となるのは①

過失相殺前控除説であるが、最高裁判例においては②過失相殺後控除説が採用されている⁵⁶。そして、近時の下級審においても同様の見解がとられているようである⁵⁷。

3 小括

以上に述べたとおり、労災保険制度は、①交通事故の相手方からの内払いが得られない場合でも労災保険から治療費、休業損害等の内払いを受けることができるために費用の自己負担を理由として適切な治療を受けることを断念せずに済むこと（2(1)）、②損害額からの控除の対象とならない特別支給金の支給を受けられること（2(3)イ(ア)）、③損害からの控除を受ける保険給付についても控除される損害項目に制限があること（2(3)イ(イ)）などの交通事故被害者（被災労働者）にとって有利な点が多い制度といえる。

以上

1 日本の医療保険制度は、2000年に世界保健機関（WHO）から「総合点で世界一」との評価を受けている。

2 最判昭和39年9月25日民集18巻7号1528頁、最判平成5年3月24日民集47巻4号3039号等

3 東京高判平成15年7月29日判時1838号69頁

4 名古屋地判平成15年3月24日判時1830号108頁

5 東京地判平成17年11月28日交民38巻6号1575頁

6 前掲平成15年3月24日名古屋地判

7 名古屋地判平成20年12月10日交民41巻6号1601頁

8 前掲平成15年3月24日名古屋地判

9 名古屋地判平成16年9月8日交民37巻5号1225頁

10 『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準』（公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、いわゆる「赤い本」）2017年版、246頁

11 例えば、損害200万円、過失割合3:7、損

益相殺されるべき金額500万円の場合、過失相殺が先であれば900万円（2000万×0.7-500万）、損益相殺が先であれば1050万円（（2000万円-500万円）×0.7）を請求できることになる。なお、過失割合が5:5の場合、請求できる金額はそれぞれ500万円と750万円となる。

12 最判平成元年4月11日民集43巻4号209頁等

13 大阪地判平成10年11月30日交民31巻6号1789頁、名古屋地判平成10年12月4日交民31巻6号1867頁、前掲平成15年3月24日名古屋地判、東京地判平成19年9月25日交民40巻5号1228頁、東京地判平成20年5月12日交民41巻3号576頁、京都地判平成26年6月13日交民47巻3号709頁等

14 最判平成17年6月2日民集59巻5号901頁

15 昭和47年12月5日社保第196号

16 民集25巻4号650頁

17 LLI/DB・判例秘書。ただし、改正生活保護法施行前の事故にかかる事件である。

- 18 平成 26 年 4 月 18 日社援保発 0418 第 3 号別添「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引」11 頁
- 19 前掲「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引」11 頁
- 20 前掲「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引」1 頁
- 21 前掲「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引」12 頁
- 22 前掲「生活保護制度における第三者行為求償事務の手引」13 頁
- 23 前掲昭和 47 年 12 月 5 日社保第 196 号
- 24 前掲昭和 47 年 12 月 5 日社保第 196 号
- 25 株式会社などの法人の事業所や、従業員が常時 5 人以上いる個人の事業所（農林漁業、サービス業など除く）。
- 26 強制適用事業所以外の事業所であって、従業員の半数以上が厚生年金保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた事業所。
- 27 障害年金の場合、基本的に事故発生日から 1 年 6 月後が障害認定日になるので、実質的な支給停止期間は 1 年 6 月になる。
- 28 障害手当金と寡婦年金も対象となるが、死亡一時金については、保険料の掛け捨て防止の考え方に立った給付であり、その給付額にも鑑み、対象外とされる。
- 29 最判平成 11 年 10 月 22 日民集 53 卷 7 号 1211 頁
- 30 前掲平成 11 年 10 月 22 日最判
- 31 神戸地判平成 6 年 11 月 29 日交民 27 卷 6 号 1768 頁
- 32 最判平成 16 年 12 月 20 日裁判集民 215 号 987 頁
- 33 前掲平成 11 年 10 月 22 日最判
- 34 前掲平成 16 年 12 月 20 日最判
- 35 森富義明＝村主隆行『裁判実務シリーズ 9 交通関係訴訟の実務』361 頁。大阪地判平成 17 年 12 月 9 日交民 38 卷 6 号 1660 頁、名古屋地判平成 20 年 12 月 2 日交民 41 卷 6 号 1540 頁など。
ただし、控除される損害項目を後遺障害逸失利益に限定し、休業損害等からの控除を認めなかった裁判例がある（神戸地判平成 20 年 8 月 26 日交民 41 卷 4 号 1044 頁）。
- 36 民集 47 卷 4 号 3039 頁
- 37 もっとも、遺族年金と障害年金とでは、債権の存続の確実性が異なる（例えば、労働者災害補償保険法によれば、遺族（補償）年金は、同年金の受給権者の婚姻といった事情によっても受給権を喪失するが、障害（補償）年金は、そのような喪失事由はない〔筆者注：国民年金法及び厚生年金法も同様の規定になっている。〕）ため、履行及び存続の確実性がより高い障害年金は遺族年金と同列に論じられず、前掲平成 5 年 3 月 24 日最判の射程が及ばないと考える余地はないではないとの指摘がある（前掲佐久間＝八木「リーガル・プログレッシブ」214 頁）。
- 38 最判昭和 50 年 10 月 24 日民集 29 卷 9 号 1379 頁
- 39 交民 32 卷 5 号 1331 頁
- 40 判時 1886 号 46 頁
- 41 判時 2099 号 20 頁
- 42 裁時 1517 号 4 頁
- 43 民集 69 卷 2 号 178 頁。なお、自賠責保険金についての判断まで変更したわけではないとされる。
- 44 佐久間邦夫・八木一洋『リーガル・プログレッシブ・シリーズ 交通事故損害関係訴訟〔補訂版〕』107 頁（青林書院、2009 年）
- 45 横浜地判平成 25 年 3 月 26 日交民 46 卷 2 号 445 頁など。
- 46 前掲 10
- 47 具体的な計算式は、前掲平成 27 年 9 月 30 日付け年管管発 0930 第 6 号を参照。
- 48 後遺障害事案では、後遺障害の症状固定まで時間がかかることがあるので、解決までに事故発生日から 3 年以上経過することもしばしばあると思われる。前記のとおり、遺族年金・障害年金を受給するためには、自ら申請する必要があるため、被害者の過失相殺が大きく、かつ、解決までに長引く見込みの場合、代理人として、年金受給申請手続を遅らせることも検討する必要があるかもしれない。遺族年金・障害年金の消滅時効は 5 年である（国民年金法 102 条 1 項、厚生年金法 92 条 1 項）。ただし、相手方から、遺族年金・障害年金が現実に履行された場合「と同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合」に該当すると主張される可能性がないわけではないと思われる。
- 49 判タ 904 号 57 頁
- 50 平成 29 年 2 月 1 日基補発 0201 第 1 号
- 51 平成 25 年 3 月 29 日基発 0329 第 11 号
- 52 前掲平成 27 年 3 月 4 日最判
- 53 最判昭和 58 年 4 月 19 日判時 1078 号 78 頁
- 54 最判昭和 62 年 7 月 10 日判時 1263 号 15 頁
- 55 前掲平成 22 年 9 月 13 日最判、前掲平成 22 年 10 月 15 日最判、前掲平成 27 年 3 月 4 日最判。ただし、前掲平成 27 年 3 月 4 日最判においては、例外として「制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情」がある場合には、別であ

るとしており、この点につき判示した下級審判決として、東京高判平成28年8月31日労判1147号62頁がある。

⁵⁶ 前掲平成元年4月11日最判

⁵⁷ 大阪地判平成29年5月25日(LLI/DB判例

番号L07250496)、大阪地判平成29年2月8日(LLI/DB判例番号L07250349)、東京地判平成28年11月1日(LLI/DB判例番号L07132585)、東京地判平成28年8月31日(LLI/DB判例番号L07131942)等